

令和3年2月9日に閣議決定された『成育医療等基本方針』においては、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、**プレコンセプションケア**（※）に関する体制整備を図る」と記載。

（※） プレコンセプションケアとは、成育医療等基本方針では、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

### 厚生労働省が体制整備を行う際の論点

今後、保健所等を活用し、

①**性・生殖**に関する**正しい科学的知見**の普及

②学校・家庭以外での**性に関する相談**の場の提供

を行う場合、具体的に何を行えば良いのか。

#### 【有識者の皆様にお伺いしたいこと】

- ・どのような層に対して、どのような場で、どのような内容の情報を提供すべきか。
- ・どのようなツールでケアを必要とする層にアプローチするのか。
- ・どのような相談支援を行うことが求められるのか。
- ・プレコンセプションケアを提供する機関をどのような名称にすれば良いか。